



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の終了の通知（森林管理課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（北部家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（中央家畜保健衛生所）…………… 2
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（宮古家畜保健衛生所）…………… 2
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（八重山家畜保健衛生所）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 2

労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定・2件…………… 3

収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定…………… 4

告 示

沖縄県告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市地内（白保地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年7月20日から同年9月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第362号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、今帰仁加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和5年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第363号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和5年10月20日

沖縄県北部家畜保健衛生所長 仲 村 圭 子

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 北部家畜保健衛生所の所管区域の家きん飼養農場

- 3 実施の期日 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 北部家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第364号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和5年10月20日

沖縄県中央家畜保健衛生所長 島 袋 宏 俊

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 中央家畜保健衛生所の所管区域の家きん飼養農場
- 3 実施の期日 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 中央家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第365号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和5年10月20日

沖縄県宮古家畜保健衛生所長 宇 地 原 務

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 宮古家畜保健衛生所の所管区域の家きん飼養農場
- 3 実施の期日 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 宮古家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第366号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和5年10月20日

沖縄県八重山家畜保健衛生所長 津 波 修

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 八重山家畜保健衛生所の所管区域の家きん飼養農場
- 3 実施の期日 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 八重山家畜保健衛生所長が定める方法

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コーナンPRO豊崎店・ローソン豊見城豊崎 豊見城市宇豊崎1番地418及び1番地420